（取得・入力）
第21条　個人情報を入力するにあたっては、原本との照合を確実に行うとともに、過大な負担となる場合を除いては、原本を保存するものとする。
2　前項の判断においては、個人情報保護管理者の指示を受けなければならない。
（移送・送信）
第22条　協会は、ファクシミリ、電子メール等の誤送信による個人データの漏洩を防止するための方策をとらなければならない。
（保管・バックアップ）
第23条　協会は、アクセス権限のない者のアクセスを防止するために、個人データを取り扱う場所及び情報システムに対して、施錠、パスワードの設定等のアクセス制限措置を施さなければならない。
2　協会は、コンピューターウィルス等不正な働きをするソフトウェア及び外部からの不正アクセスへの対策をとらなければならない。
3　従業者は、個人データを協会事務所の外部へ持ち出してはならない。ただし、事業の遂行のためにやむを得ない場合であって個人情報保護管理者の許可を得たときは、この限りでない。
4　前項ただし書きにより個人データを外部に持ち出したときは、その作業を終えた後、直ちにそのデータを元に戻し、外部にコピーを残してはならない。
5　個人データを記録した電磁的記録は、記録された個人データの重要度に応じて、バックアップを行わなければならない。
（消去・廃棄）
第24条　利用目的に照らして保管の必要がなくなった個人データは、文書管理規程の定めるところに従い、速やかに廃棄又は消去しなければならない。
2　個人データの廃棄又は消去は、その記録媒体に応じた適切な方法により、復元及び読み取りを不可能にする方法をとらなければならない。
（点検・監査）
第25条　個人情報保護管理者は、所属する課又は支部において取り扱う個人データについての取扱いが法令及びこの規則に従い適正に行われていることを毎年点検し、その結果を副総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。
2　副総括個人情報保護管理者は、必要があると認めるときは、前項の点検の結果を、総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。
3　個人情報保護監査責任者は、個人データの管理及び利用の状況について、定期又は随時に監査を行わなければならない。
4　個人情報監査責任者は、副総括個人情報保護管理者をもって、前項の監査に必要な事務を行わせることができる。
5　副総括個人情報管理者は、前項の規定により監査を行った場合には、その結果を個人情報監査責任者に報告しなければならない。
6　副総括個人情報管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、前各項の点検又は監査の結果、不適正な取扱いがあることを認めたときは、総括個人情報管理者の指示に従い、速やかにその是正措置をとらなければならない。
（委託契約）
第26条　協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
第27条　協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合の委託先には、個人データの安全管理のための組織及び環境が整備され、個人データが適正に取り扱われていると認められる者を選定しなければならない。
2　前項の委託においては、次に掲げる事項を委託契約に盛り込まなければならない。
一　個人データに関する秘密保持等の義務
二　再委託の制限又は条件に関する事項
三　個人データの複製等の制限に関する事項
四　個人データの安全確保に関する事項
五　個人データの漏洩等の事案の発生時における対応に関する事項
六　個人データの管理の状況についての調査及び報告徴収に関する事項
七　契約終了時における、個人データが記録された媒体の返却に関する事項
八　違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項
3　協会は、前項各号の内容が遵守されていることを定期的又は随時に確認し、遵守されていないと認められるときは、速やかに、委託先に是正を求めなければならない。

第６章　第三者への提供の制限
第28条　協会は、あらかじめ、次の事項について本人に認識させた上で同意を得なければ、その個人データを第三者に提供してはならない。この同意は、できる限り書面で行うものとする。
一　個人データを提供する第三者
二　提供を受ける第三者における利用目的
三　第三者に提供される情報の内容
2　法第23条に従い、次の場合は、前項の規定にかかわらず第三者へ提供することができる。
一　法令に基づく場合
二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
3　当該個人データの取扱者は、前項ただし書に該当するか否かの判断について、個人情報保護管理者の指示を受けなければならない。

第７章　保有個人データに関する事項の公表等
第29条　協会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を、ホームページへの掲載、事務所内における掲示、所定の事項を記載した文書の交付､本人からの求めへの回答などの方法により、本人に知りうる状態に置かなければならない。
一　当協会の名称(「日本貸金業協会」)
二　すべての保有個人データの利用目的
三　保有個人データの開示、訂正、追加、又は削除の求めに応じる手続き
四　保有個人データの利用の停止又は消去の求めに応じる手続き
五　保有個人データの利用の第三者への提供の停止の求めに応じる手続き
六　協会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
2　協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
二　第11条１号から３号までに該当する場合
3　協会は、前項ただし書きにより保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第８章　開示等
（開示の求め）
第30条　協会は、本人から、前２項により、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下、同じ。)を求められたときは、本人に対し、書面の交付又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
二　協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
三　法令に違反することとなる場合
2　協会は、前項ただし書きにより、開示をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
（訂正等の求め）
第31条　協会が保有する個人データについて、本人は、その個人データの内容に誤りがあることを理由として、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。)を求めることができる。
2　前項の場合、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
3　協会は、前２項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し､遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。
4　協会は、第１項及び第２項の規定により従業員等の個人情報を訂正等する場合、それまで不正確な又は不完全な個人情報を提供していた関係者に対し、修正を施した内容について、可能な範囲で通知するものとする。ただし、従業員等が通知は不要である旨を同意した場合にはこの限りでない。